新温泉町脱炭素推進パートナー事業者選定

公募型プロポーザル審査要領

１　審査対象者

審査の対象となる者は、プロポーザル参加資格を認められた者のうち指定期日までに企画提案書等の提出をした者に限る。なお、参加事業者が１者の場合でも審査は実施する。参加事業者が多数の場合には、審査要領で定めた基準に基づき１次審査を事務局で行い、その評価の高い４事業者を２次審査の対象とし、選定委員会で審査を実施する。

２　審査方法

提出された資料、プレゼンテーションを踏まえて、「実績資料」、「業務提案資料」、「業務実施体制資料」を「審査要領」による評価を行う。

３　プレゼンテーションの実施

プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施については以下のとおりとする。

（１）実施日程　令和５年７月１１日（火）予定

（２）実施時間　プレゼンテーションの時間は１者当たり２０分以内、質疑応答の時間は１５分

以内とする。

（３）実施会場　プレゼンテーションは、オンライン又は審査会場において行うものとする。

（４）入室人数　審査会場への入室は１者あたり３名以内（機器操作者を含む）とする。

（５）会場設営　審査会場には長机、椅子、電源、延長コード、プロジェクターは備えているが、

その他必要な物（パソコン等）があれば提案者自身で準備すること。

（６）禁止事項　プレゼンテーション時の資料については、企画提案書等を活用するものとし、

追加の資料配布・表示は禁ずる。

４　審査に関すること

（１）評価基準の審査項目に関する各選定委員の評価結果に基づき、「合計点」が最も高い提案者

　を協定の相手方となる候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数あ

る場合は、選定委員の多数決により協定の相手方となる候補者を選定する。

（２）点数の「合計点」が最も高い提案者の点数が満点の６割を下回る場合には、協定の相手方

となる候補者の選定には至らないものとする。

（３）審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

５　評価基準及び配点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| 業務実績及び　実施体制 | ・本業務を適切に行う業務実績を十分有しているか・提案内容を実施できる体制が整っているか | 20 |
| 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの　質の向上 | ・脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題とその解決に向けた取り組みが適切に説明されているか | 20 |
| 地域特性の理解度 | ・新温泉町地球温暖化対策地方公共団体実行計画の推進に寄与できる内容となっているか・本地域の特性を的確にとらえた具体的な内容となっているか | 20 |
| 計画の実現性 | ・住民及び関係者の理解を得られる内容となっているか・事業の継続性が考慮されているか | 20 |
| 選定委員評価 | ・選定委員の見識から、将来性、独自性、経済性、優位性を判断して評価する。 | 20 |
| 合計 | 100 |